

ことら送金サービス 利用規定

1. ことら送金サービス

ことら送金サービスとは、利用者のスマートフォン等にインストールされた当行所定のアプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用して、利用者の指定する預金口座（以下「送金指定口座」といいます。）から利用者の指定する送金資金を引き落としのうえ、利用者の指定するアカウント（当行の国内本支店の預金口座又は当行の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座もしくは他の金融機関もしくは資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために利用者ごとに開設されるアカウント（以下「資金移動アカウント」といいます。）をいいます。以下同じです。）に対して、国内円での送金（以下、かかる送金を「ことら送金」といいます。）を行うサービスをいいます。なお、他のアカウントから利用者の指定する預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に対して国内円での送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。

2. 対象取引等

- (1) ことら送金サービスは、次に掲げる要件を全て満たすアカウント（送金指定口座及び入金指定口座を含みます。）間の送金のみを対象とするものとします。
 - ① 個人（個人事業主を除く）が開設したアカウントであること
 - ② 国内居住者のアカウントであること
 - ③ アカウントが預金口座の場合は、普通預金、貯蓄預金のいずれかであること（当行の当座預金を送金指定口座及び入金指定口座とした送金はできません）
- (2) ことら送金の1回あたりの送金限度額は10万円とします。なお、送金指定口座の送金可能金額（預金残高に総合口座取引規定に基づく当座貸越極度額を加えた金額）、当行の定める1日あたりの送金限度額又は、1ヶ月あたりの送金限度額の範囲内とします。

3. ことら送金の依頼

- (1) ことら送金の依頼を行う場合は、当行が定める方法及び操作手順に従ってください。
- (2) 預金口座宛てのことら送金の依頼を行う場合は、アプリ上において、次に掲げる事項を正確に入力してください。
 - ① 送金先の金融機関、店舗名、預金種目及び口座番号、又はあらかじめ口座番号に代替するものとして登録された電話番号もしくは電子メールアドレス
 - ② 送金額
 - ③ その他当行所定の事項
- (3) 資金移動アカウント宛てのことら送金の依頼を行う場合は、アプリ上において、次に掲げる事項を正確に入力してください。
 - ① 送金先の金融機関又は資金移動業者及びバリューID その他アカウントを特定するための必要な事項（以下「バリューID等」といいます。）又はあらかじめバリューID等に代替するものとして登録された電話番号もしくは電子メールアドレス（以下、前項第1号及び本号に規定する電話番

号もしくは電子メールアドレスを総称して「アカウント代替符号」といいます。)

② 送金額

③ その他当行所定の事項

- (4) 前二項に基づく入力によりアプリ上に受取人（送金先であるアカウントの保有者をいいます。以下同じです。）の名称が表示されますので、当該受取人の名称及びアカウント代替符号（アカウント代替符号を入力する場合に限ります。）に誤りがないかを事前に確認のうえ、ことら送金の依頼を行ってください。
- (5) 前三項に定めることら送金の依頼内容について、アプリへの誤入力があったとしても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

4. 契約の成立

- (1) ことら送金に係る契約は、当行がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して送金資金を送金指定口座から引き落としたときに成立するものとします。
- (2) 前項によりことら送金に係る契約が成立した場合、当行は、ことら送金の依頼内容をアプリ上に表示するものとし、かかるアプリ上の表示とは別に、当該依頼内容の明細を記載した受付書等の書面の発行はいたしません。

5. 送金指図の発信

- (1) ことら送金に係る契約が成立した場合、当行は、ことら送金の依頼内容に基づいて、依頼日当日（事務の都合上依頼日の翌日となる場合もあります。）に、送金先の金融機関又は資金移動業者宛てに送金指図を発信します。
- (2) 当行が前項に基づく送金指図を発信しても、送金先の金融機関もしくは資金移動業者又は受取人の口座状況等により、入金が発信日の翌日以降となる場合があります。
- (3) 当行が第1項に基づく送金指図を発信したものの、送金先の金融機関もしくは資金移動業者又は受取人が入金を拒否し、送金先の金融機関又は資金移動業者から送金資金が返金された場合は、当該送金資金を送金指定口座にお戻しいたします。

6. メッセージ機能

アカウント代替符号を入力のうえことら送金の依頼を行う場合、当該送金の依頼とともに受取人に対して当行所定の方法によりメッセージを送ることができます。ただし、送金先の金融機関又は資金移動業者における登録状況によっては、受取人がメッセージを受け取ることができない場合があります。

7. 利用停止

- (1) ことら送金取引時において、受取人のアカウント名義照会を当行所定の回数を超えて実施したとき
- (2) 送金指定口座が解約されたとき
- (3) 本規定その他当行との規定等に違反したとき
- (4) 利用状況等を鑑みて、当行が必要と認めたとき
- (5) 上記(1)～(4)に基づいて停止したことら送金サービスの利用を再開するには、当行所定の手続を行

必要があります。

8. 取引内容の照会等

- (1) ことら送金の依頼を行ったにもかかわらず、受取人のアカウントに送金資金の入金が行われていない場合は、速やかに当行に照会してください。この場合、送金先の金融機関又は資金移動業者に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した送金指図について送金先の金融機関又は資金移動業者から照会があった場合は、依頼内容について照会することがあります。この場合、当行からの照会に対して速やかに回答するものとし、相当の期間内に回答がなかった場合又は不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

9. 契約成立後の取扱い

ことら送金に係る契約が成立した後は、ことら送金の依頼内容を変更すること又は依頼を取りやめることはできません。この場合は、受取人との間で協議してください。

10. 通知・照会の連絡先

- (1) ことら送金サービスについて利用者に通知又は照会をする場合は、送金指定口座又は入金指定口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項の場合において、連絡先の届出不備、誤入力又は電話の不通等によって通知・照会することができなくとも、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

11. 入金指定口座への入金

- (1) 利用者は、アプリ上において、入金指定口座に係るアカウント代替符号をあらかじめ登録することができます。この場合、当行は、アカウント代替符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け付けるものとします。
- (2) アカウント代替符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け付ける場合であって、当該入金に伴って利用者宛てのメッセージを受信した場合は、当行は、当該メッセージを当行所定の方法により表示するものとします。
- (3) 預金規定等関連する取引規定においては、他のアカウントから入金指定口座に入金された資金は、為替による振込金と同様にお取り扱いします。

12. 利用時間

ことら送金サービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、送金先又は送金元の金融機関又は資金移動業者の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。

13. 不正利用の調査等

- (1) 当行は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者情報（アカウントの開設又

はアカウント代替符号の登録時に取得した利用者の情報を含みます。以下本条において同じです。)を、業務上必要な範囲で、他の金融機関及び資金移動業者並びにこれらの利用者に対して提供する場合があります。

- (2) 当行は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報(他の金融機関及び資金移動業者の利用者の情報を含みます。)を、業務上必要な範囲で利用する場合があります。

14. 反社会的勢力の排除

- (1) 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 当行は、利用者が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項のいずれかに該当する行為をし、又は第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、ことら送金サービスのご利用をお断りいたします
- (4) 利用者は、第1項及び第2項に違反したことにより当行に生じた損害を賠償する責任を負います。また、利用者がことら送金サービスを利用できなかったことにより利用者に損害が生じても、利用者は当行に一切請求を行うことができないものとします。

15. 免責規定等

次の各号の事由によってことら送金サービスの利用ができない場合であっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

- ② 当行又は金融機関もしくは資金移動業者の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、スマートフォン等、通信回線、又はコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関又は資金移動業者の責に帰すべき事由があったとき

16. 謙渡、質入れの禁止

ことら送金サービスに基づく利用者の権利は、謙渡、質入れすることはできません。

17. 預金規定等の適用

送金資金等を当行に開設された預金口座から振替えてことら送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定等により取扱います。

18. 規定の変更

本規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定の方法により変更内容を周知することにより、変更できるものとします。この変更は、周知の際に規定する適用開始時から適用されるものとします。

19. 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。ことら送金サービスに関する訴訟については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025 年 2 月 19 日 制定

2026 年 3 月 16 日 改定